

日本リスク研究学会誌投稿規程

1989年6月24日制定

1990年6月2日改定

2007年6月改定

2007年11月改定

2008年6月19日改定

2008年12月19日改定

2010年7月8日改定

2010年10月3日改定

1. 総 則

- 1.1 『日本リスク研究学会誌』（以下、学会誌と呼ぶ）への投稿はこの規程による。
- 1.2 投稿者が非会員の場合、投稿料を8000円とする。投稿者とは、筆頭著者あるいは連絡責任著者とする。ただし、編集委員会が依頼したものはこの限りではない。
- 1.3 投稿原稿は一般に公表されている本会以外の刊行物に未発表のものに限る。投稿原稿の主要な部分を構成するデータや理論が公開されている刊行物に未発表のものに限る。公開されている刊行物には、日本リスク研究学会年次大会講演論文集などの学会発表のための要旨集に相当するものは含まれない。ただし、編集委員会が承認したものはこの限りではない。
- 1.4 投稿原稿の採否は編集委員会が決定するが、論文の採否については編集委員会が委託する査読委員の審査の結果にもとづいて決定する。編集委員会は投稿原稿について訂正を求めることがある。
- 1.5 原稿の作成にあたっては本会が定めた執筆要領に従うものとする。
- 1.6 学会誌に掲載された記事についての責任は著者が負うものとする。
- 1.7 学会誌に掲載された論文などの著作権は、本会に属するものとする。

2. 記事の分類

投稿原稿は以下の分類に従う。

原著論文（査読委員2名による審査）： リスクに関する理論または実証研究における独創的な研究成果をまとめた未発表のもので、その内容が学術上、公共上または産業上の発展に寄与するものとする。

資料論文（査読委員2名による審査）： リスクに関する理論または調査結果など(本学会などの研究発表会に発表されたものを含む)の継続中の研究を速報的にまとめた研究論文で、その内容がリスク研究の発展に寄与するものとする。

総説論文（査読委員1名による審査）： リスクに関連する特定の分野または関連するいくつかの分野にまたがった幅広い知識を提供するためのものとする。

情 報： リスクに関する研究、評価、技術、事業、関連学会などに関する情報を紹介する。

レター： リスクに関する意見や考えを述べたり、本誌に掲載された論文などに対するコメント、あるいは自己の論文に対する簡単な追記・訂正を行うものとする。

書 評： リスクに関する図書を紹介する。

3. 原稿の提出

- 3.1 原稿の表紙は『原稿作成要領』に従い、所定の事項を記入する。
- 3.2 原稿はワープロ（MSword等）にて『原稿作成要領』に従って作成し、A4用紙に表題、著者名、英文要旨、本文、図表、参考文献等で構成したものに投稿する。
- 3.3 原稿の投稿は日本リスク研究学会のホームページ上の電子投稿システムを利用して、著者が特定され

ない処理をした上で、原稿（MS Word等）を、abstract（タイトル、キーワードを含む）と manuscript（本文、タイトル、アブストラクト、キーワードを含む）の2つのファイルに分けて、PDFファイルに変換し投稿する。

- 3.4 電子投稿システムにて原稿が本会にアップロードされると、編集委員会が論文の査読開始を判断する。査読対象論文と判断されると論文番号が付与され、同時に査読責任者となる担当編集委員が割り当てられ、投稿者のメールアドレス宛に、査読が開始された旨、論文番号、担当編集委員の情報が通知され、投稿の受付が完了する。

受付の完了をもって受付日とするが、査読審査によって訂正を求められた原稿が審査後1年以内に再提出されない場合には、論文の審査は自動的に終了し、論文を不採用として扱う。

掲載が決定した時を受理日とする。

- 3.5 原稿の長さは編集委員会で特に認めたもの以外は、原則、原著論文8頁以内、資料論文6頁以内、総説論文10頁以内とする。

- 3.6 論文には150語を限度とする英文要旨及び英文タイトル、所属の英文訳をつける。

4 印刷用原稿の送付

- 4.1 論文の掲載が決定した場合には、著者は「論文の電子ファイル（MSword等とする。pdfは不可。）とA4用紙に最終的に割付したものを、本査読システムとは別途電子メール添付にてeditoroffice@sra-japan.jp宛 件名：日本リスク研究学会投稿論文〇〇〇〇（論文番号）で送付する。事務局への問い合わせの際は必ず論文番号を明記すること。
- 4.2 体裁に関わる修正等は、事務局の指示にしたがい、迅速に入稿する。指定された期限までに印刷用原稿が入稿なされない場合、受理は取り消される。